

委託仕様書

1 委託名称

旧大宮小学校樹木伐採業務委託（その3）

2 委託場所

岡山市東区下阿知 967

3 委託履行期限

契約日から令和8年3月13日まで

4 委託概要

旧大宮小学校伐採木位置図（別紙）に示す伐採エリアの樹木の伐採、伐採くず等の運搬・処分を行う。

（1）基本伐採方法

- ① 作業に当たっては周辺施設（ネット・コンクリート塀・隣接施設等）を損傷しないよう注意深く行うこと。
- ② 原則として地際（地表面から20～30cm以内）で処理すること。
- ③ 切り口は水平に滑らかに面取りをしてきれいに仕上げること。
- ④ 設置している構造物等を取り除いて作業をする場合は事前に監督員と協議し、作業後、原状復帰を必ず行うこと。
- ⑤ ピンクの紐で目印がついている運動場北東の木1本については伐採をしないこと。
- ⑥ 伐採後の切株に除草剤を注入するなど、今後も成長しないように対策を行うこと。

（2）運搬・処分 伐採くず等の処分

伐採で発生したくず等は敷地内に残らないようにし、適正に処分すること。

グラウンドへ車両を侵入させた場合は、整地を行うこと。

再資源化施設へ持ち込む場合は、岡山市的一般廃棄物処分許可を持っている業者へ事前に調整の上持ち込み、伝票で処分量を確認すること。

自社処分を行う場合は、処分場所・処分方法・処分量の確認方法・処分後の利用方法を明記した自社処分計画書を提出し、必要に応じて監督員の立会を行うこと。業務完了通知書に処分場所位置図や写真等で計画どおり実施できていることが確認できる資料を添付すること。その場合、設計書で計上されている処分費を減額し変更契約を行うものとする。また、処分したものを再利用又は販売している場合は、その価値に応じて設計金額から減額し、変更契約を行うものとする。

5 業務責任者

受託者は契約締結後、速やかに業務責任者を選び届け出を行うこと。

6 そ の 他

- (1) 受託者は本委託の実施にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 伐採作業にあたり道路使用許可等必要な手続きを行うこと。近隣の土地に影響がある場合は、事前に受託者が近隣に許可をとること。
- (3) 受託者は本委託作業の着手前に監督員と作業内容及び作業を実施する時期等について十分打合せ・調整のうえ、着手すること。また、委託作業表を提出のこと。なお、完了後は速やかに必要な書類を委託作業写真に添付し提出すること。
- (4) 受託者は業務の実施にあたり、施設利用者等の第三者災害の防止に十分努めること。
- (5) 一般車両の交通を阻害しないよう配慮すること。
- (6) 作業にあたっては、隣接する建物及び道路への枝の落下が懸念されるため、落下が予想される地点は、ポストコーン等で囲み、人及び車両等が通行する際は作業を中断する等安全対策に留意すること。
- (7) 架線の防護が必要な場合は、防護措置を施してから作業を行うこと。また停電などの措置が必要な場合は、関係機関に連絡を行い手続きすること。
- (8) 詳細については事前に監督員と協議を行い対応すること。